

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に
基づく補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、市民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、安心・安全の確保や活力ある地域づくりに向けた道路ネットワークの整備を推進することが必要である。

現在、国においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等がかさ上げされているが、この措置は平成２９年度までの時限措置となっている。

本市の地方創生を確実なものとし地域の活性化を図るためには、地域間の連携を強化し、地域の特性や資源を生かした道路ネットワークの形成を着実に進めていく必要があるが、このままでは、来年度以降、厳しい財政状況にある地方への財政負担増をもたらすこととなり、道路整備の進捗に影響を与えることが懸念される。

よって、国においては、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置を平成３０年度以降も継続するとともに、安定的に必要な道路関係予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２９年１２月１５日

山口県山口市議会